



# 制度編

---

総務省が行う評価

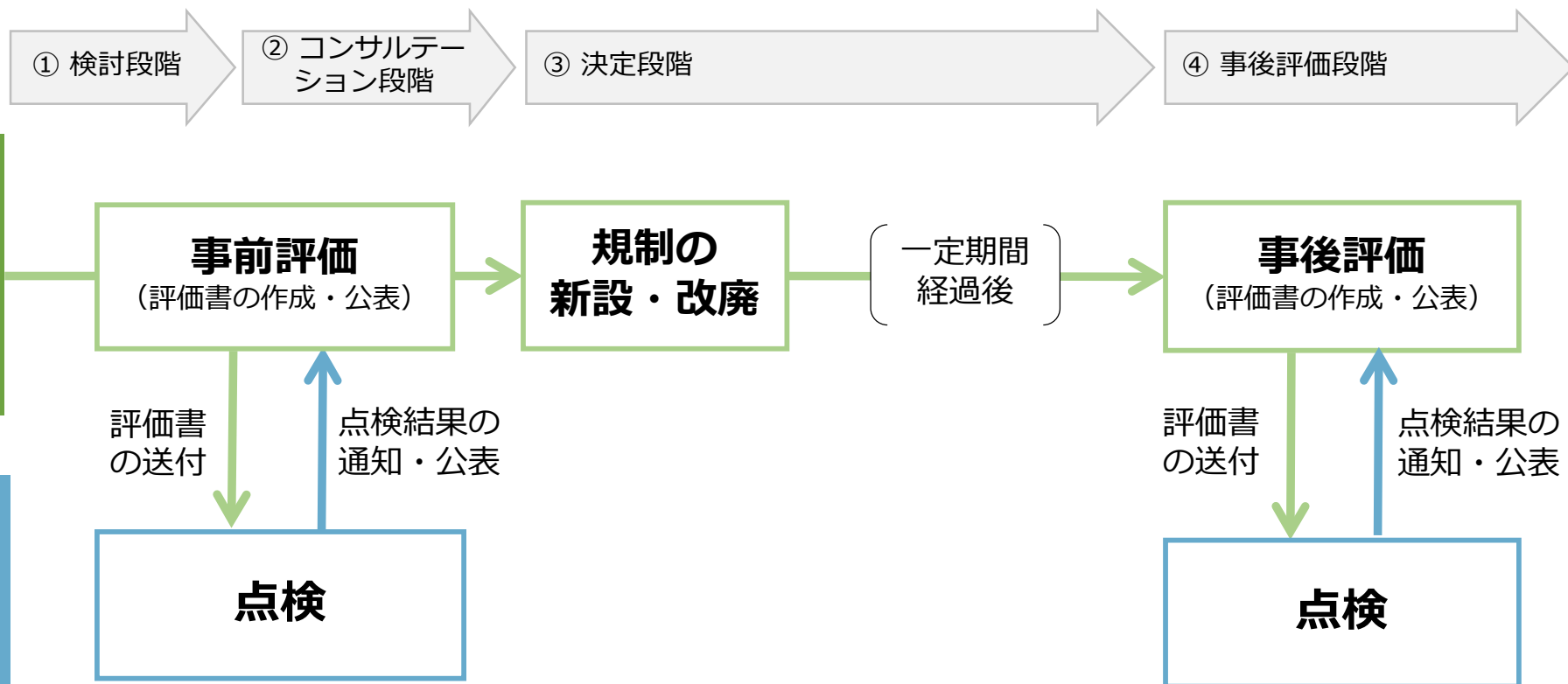


## 6 複数府省にまたがる政策の評価

- 総務省（行政評価局）は、複数府省にまたがる政策について政府全体の統一性又は総合性を確保するための評価を実施
- 政策効果の把握・分析を行い、評価した結果を相手府省に通知必要がある場合には、各府省に対して勧告

# 7 各府省が行う評価の点検 ~規制の場合~

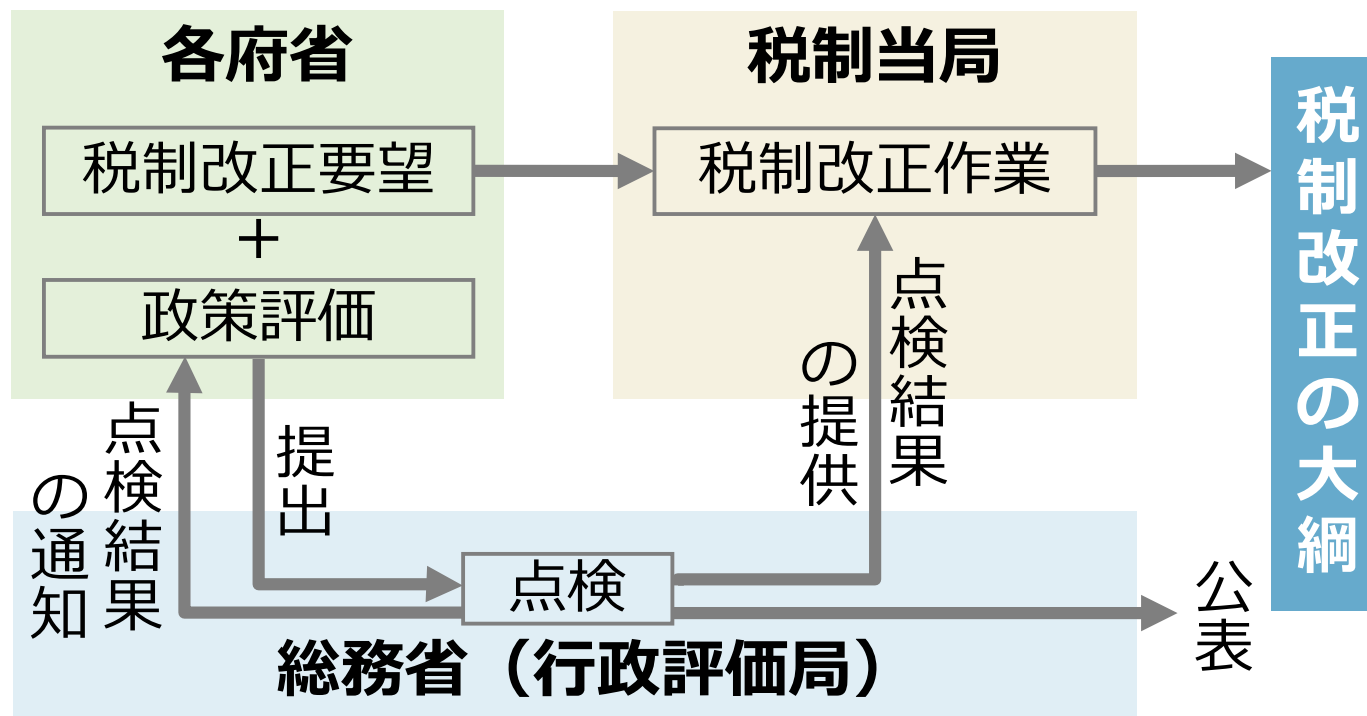
## 【評価・点検の主な流れ】



- 総務省は、各府省が実施した評価について、ガイドライン(平成29年改正)の主要なポイント（遵守費用の定量化等）の実施状況を中心に点検し、結果を公表
- 各府省に対し、個別の改善点を指摘するとともに、推奨事例を横展開

# 7 各府省が行う評価の点検 ～租税特別措置等の場合～

## 【評価・点検の流れ】



- 総務省は、主に有効性の観点から、各行政機関が実施した評価の内容を点検  
[主な点検項目] 達成目標が適切に設定されているか  
適用数・減収額・効果が定量的に分析されているか
- 点検の結果は、税制当局に提供するとともに、関係する行政機関に通知・公表